

# 境港市広域住民避難計画

(島根原子力発電所事故対応)



【平成27年度修正】

境 港 市

# 目 次

章	節	表 題	頁
第 1 章 総 則	第 1 節	計画の目的	1
	第 2 節	計画の概要	1
	第 3 節	事故想定等	2
	第 4 節	事故の推移	2
	第 5 節	防護措置の種類	2
第 2 章 広報体制	第 1 節	情報収集	4
	第 2 節	広報の役割分担	4
	第 3 節	広報手段等	5
	第 4 節	広報のタイミング	6
第 3 章 屋内退避	第 1 節	屋内退避の実施	7
	第 2 節	コンクリート屋内退避施設	7
第 4 章 避難の 基本的な 考え方	第 1 節	避難シナリオ	8
	第 2 節	避難先	9
	第 3 節	避難手段	1 5
	第 4 節	避難経路	1 5
	第 5 節	避難の優先順位	1 7
	第 6 節	避難に影響を及ぼすと想定する事項	1 7
第 5 章 避 難	第 1 節	自家用車による避難	1 9
	第 2 節	バスによる避難	2 0
	第 3 節	鉄道による避難	2 1
	第 4 節	その他の手段による避難（船舶、航空機）	2 1
	第 5 節	自衛隊車両等による避難	2 2
第 6 章 避難行動 要支援者 等の避難	第 1 節	関係機関の役割	2 3
	第 2 節	在宅の避難行動要支援者の避難	2 3
	第 3 節	社会福祉施設等入所者の避難	2 3
	第 4 節	病院の入院患者の避難	2 4
第 7 章 児童・生 徒等及び 観光客等 の避難	第 1 節	児童・生徒等の避難	2 5
	第 2 節	観光客等一時滞在者の避難	2 5

章	節	表 題	頁
第 8 章 安定ヨウ 素剤及び 避難退域 時検査の 取扱い	第 1 節	安定ヨウ素剤	2 6
	第 2 節	避難退域時検査等	2 6
第 9 章 避難先で の応急対 応等	第 1 節	避難所	2 8
	第 2 節	食糧（料）及び生活関連物資等	2 8
	第 3 節	衛生管理等	3 0
	第 4 節	警備	3 0
	第 5 節	安否確認	3 0
	第 6 節	相談窓口	3 0
第 10 章 避難所か らの撤収	第 1 節	避難所からの撤収	3 2
	第 2 節	避難住民の帰還等	3 2

# 第1章 総則

# 第1章 総 則

## 第1節 計画の目的

この計画は、島根原子力発電所において事故等に起因する放射性物質又は放射線の異常な放出等が発生した場合に、地域防災計画に基づき住民避難を迅速かつ的確に実施し、住民の生命、身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

## 第2節 計画の概要

### 1 計画の内容

この計画は、地域防災計画（原子力災害対策編）に定める事項のうち、住民避難の実施について計画したものである。

なお、事故の際には、実際の状況に応じて修正し、柔軟に運用する。

### 2 関係する計画等

この計画は、鳥取県広域住民避難計画に基づいて作成したものである。

また、避難先が市外の施設となるため、県及び避難先施設が所在する市町が作成する避難受入計画等と調整を図って運用する。

### 3 計画の対象

この計画における避難の対象者は、下記のとおりとする。

- (1) 市内に居住する住民
- (2) 市内に一時滞在している者
  - ① 就労者
  - ② 就学者
  - ③ 社会福祉施設等の入所者、病院の入院患者
  - ④ 観光客

### 4 計画の範囲

#### (1) 時間的範囲

島根原子力発電所での事故発生時から、原子力緊急事態解除宣言後の原子力災害中長期対策を開始するまでとする。

#### (2) 地理的範囲

市地域防災計画（原子力災害対策編）で定める地域とする。

### 5 計画の修正

この計画は、関係する法令・計画等の見直しが行われた場合及び新たな知見が得られた場合は、必要に応じて、これを修正する。

### 第3節 事故想定等

#### (1) 要避難地域の考え方

この計画では、特定の不測事態（地震・津波等との複合災害等）により、島根原子力発電所のプラント事故が発生したのではなく、何らかのプラント事故により、UPZ内の住民避難等が必要になったと想定とする。

#### (2) 複合災害への対応

この計画においては、大規模の自然災害、特に津波被害により弓浜半島部の国道431号の使用が制限を受ける厳しい条件を設定する（鳥取県津波対策検討委員会検討結果による）。

### 第4節 事故の推移

事故の推移は、次のとおりである。ただし、一般的な推移を記載したものであり、実際の進展とは必ずしも一致しない。

事態区分	対応
警戒事態 (EAL1)	<ul style="list-style-type: none"><li>・島根原子力発電所で「警戒事態」が発生し、市はその連絡を受けた。</li><li>・市は、災害警戒本部を設置した。</li><li>・県はモニタリング本部を設置した。</li><li>・市及び県は、注意喚起、観光客等への帰宅呼びかけを実施した。</li></ul>
施設敷地 緊急事態 (EAL2)	<ul style="list-style-type: none"><li>・事態が「施設敷地緊急事態」に進展し、市はその通報を受けた。</li><li>・市は、災害対策本部を設置した。</li><li>・県は、緊急時モニタリングを開始した。</li><li>・オフサイトセンターにおいて、「現地事故対策連絡会議」が設置、開催された。</li><li>・市は、県及び国からの指示の下、屋内退避の準備を指示した。</li></ul>
全面緊急事態 (EAL3)	<ul style="list-style-type: none"><li>・事態が「全面緊急事態」に進展し、市はその通報を受けた。</li><li>・内閣総理大臣は、「原子力緊急事態」を宣言し、国の原子力災害対策本部を設置した。</li><li>・オフサイトセンターにおいて、「原子力災害合同対策協議会」が設置、開催された。</li><li>・市は、県及び国からの指示の下、屋内退避、安定ヨウ素剤の服用準備（配布等）、避難準備等を指示した。</li><li>・市は、県及び国からの指示の下、全面緊急事態の規模及び時間的推移に基づく判断により、避難を指示した。</li></ul>

### 第5節 防護措置の種類

市は、放射性物質又は放射線の異常な放出が発生した場合、各種防護措置を実施し、

住民等の被ばくのリスクを低減する。

防護措置	実施内容
屋内退避	<ul style="list-style-type: none"> <li>建屋の遮へい効果による外部被ばくの低減と、建屋の気密性を高めて屋内への放射性物質の侵入防止を図り、内部被ばくのリスクを低減する。</li> <li>避難の指示等が行われるまで放射線被ばくのリスクを低減しながら待機する場合や、避難又は一時移転を実施すべきであるが、その実施が困難な場合に行う。</li> </ul>
コンクリート 屋内退避	<ul style="list-style-type: none"> <li>病院や介護施設においては、避難より屋内退避を優先することが必要な場合があり、この場合、一般的に遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋への屋内退避を行う。</li> </ul>
避難	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質又は放射線の放出源から離れることにより、被ばくの低減を図る。</li> </ul>
避 難	<ul style="list-style-type: none"> <li>空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの。</li> </ul>
一時移転	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急の避難が必要な場合と比較して空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の無用の被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるもの。</li> </ul>
安定ヨウ素剤の 予防服用	<ul style="list-style-type: none"> <li>大気中の放射性ヨウ素の濃度が高くなり、これを体内に取り込むおそれのある場合は、安定ヨウ素剤を予防服用し、放射性ヨウ素が甲状腺に集まるのを抑制する。</li> <li>放射性物質の放出状況を踏まえ、避難、屋内退避、飲食物摂取制限等の措置とともに判断する。</li> </ul>
飲食物摂取制限 (OIL4、6)	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時モニタリングの結果、飲食物に含まれる放射性物質の濃度が基準を超えるとときには、内部被ばく線量を低減するために飲食物の摂取を制限する。</li> <li>農林水産物の採取及び出荷制限。</li> <li>飲料水、飲食物の摂取制限を行った場合の住民への供給体制確認。</li> </ul>
立入制限措置	<ul style="list-style-type: none"> <li>放射性物質による無用の被ばくを避けるため、また、住民の避難、屋内退避等の防護措置、防災業務関係者の活動、応急対策用資機(器)材の輸送等が円滑に行えるよう、立入制限区域を設け、車両、人の出入りを制限する。</li> <li>防護措置地域の外側に立入制限区域を設定する。</li> </ul>

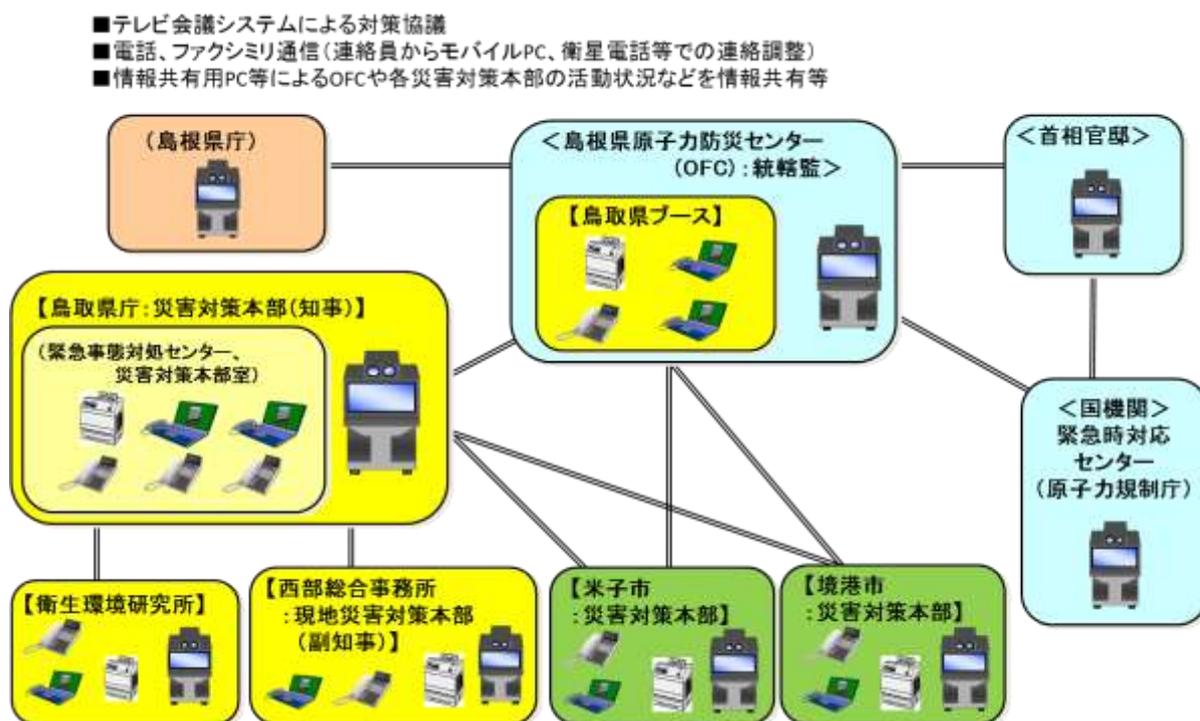
## 第2章 広報体制

## 第2章 広報体制

### 第1節 情報収集

市は、オフサイトセンターにおいて派遣した職員による情報収集を行うとともに、原子力防災ネットワークを活用し、テレビ会議、電話及びFAXにより県等関係機関との連携を図り、必要な情報収集を行う。

＜原子力防災ネットワーク＞



### 第2節 広報の役割分担

市は、県及びオフサイトセンターと連携し、次のとおり役割分担することで、住民等に対して、漏れのない広報を行う。

機関名	広報内容
オフサイトセンター	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態に係る事項、防災対策の重要事項</li> <li>緊急時モニタリングの情報</li> </ul>
県	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態に係る事項、災害の概要、県が行う災害応急活動、避難生活に関する情報（共通内容は県が作成し、市に広報を依頼）</li> </ul>
市	<ul style="list-style-type: none"> <li>緊急事態に係る事項、災害の概要、モニタリング結果、今後の予測、市が行う災害応急活動、住民がとるべき措置・注意事項、避難生活に関する情報</li> </ul>

### 第3節 広報手段等

#### 1 防災行政無線及び電話等による広報

市は、防災行政無線及び電話等により、住民等及び市の関係機関に対して広報を行う。



#### 2 その他の手段による広報

市は、住民等に対して、次に掲げる手段を活用して広報を行う。避難中の住民に対しても必要な情報を伝えられるようにする。

- (1) 緊急速報メール及びあんしんトリピーメールでのメール配信
- (2) テレビ・ラジオ等の報道機関を通じての放送
- (3) 市ホームページ、ツイッター、フェイスブックでの配信
- (4) 広報車（市公用車、消防団車両）による巡回



## 第 3 章 屋内退避

## 第 3 章 屋内退避

### 第 1 節 屋内退避の実施

- (1) 市は、島根原子力発電所から施設敷地緊急事態の通報を受けた場合等は、市災害対策本部を設置し、屋内退避の準備を行う。
- (2) 市は、全面緊急事態に至り、原子力緊急事態が宣言され、県や国から屋内退避の指示を受けた場合は、住民等に対して必要な指示を行う。

＜住民等の留意事項（屋内退避時）＞

- (ア) 住民は帰宅をして屋内退避する。またはコンクリート屋内退避施設に退避する。
- (イ) 退避後は、顔や手を洗い、うがいを行う。
- (ウ) 建物の全ての窓やドアを閉め、換気を止めて外気を遮断する。
- (エ) テレビ・ラジオ等を確認し、今後の市からの情報に注意する。
- (オ) 観光客は、直ちに市外に退去するか、近隣の施設に屋内退避する。
- (カ) 就労者は、直ちに帰宅するか、屋内退避する。

### 第 2 節 コンクリート屋内退避施設

市が指定しているコンクリート屋内退避施設は、次のとおりである。

地区	名称	住所	電話番号	備考
境	境公民館	湊町 1 番地	44-0440	いずれの施設も、避難時の一時集結所を兼ねる。
	境小学校	湊町 2 7 番地	42-3701	
上道	上道公民館	上道町 3 1 8 6 番地	44-2183	
	上道小学校	上道町 3 0 2 6 番地	42-2574	
	第一中学校	上道町 1 8 4 0 番地	42-3711	
余子	余子公民館	竹内町 3 9 3 番地 2	45-0728	
	余子小学校	竹内町 3 1 1 7 番地	45-0804	
	第二中学校	竹内町 2 4 3 8 番地	45-0911	
中浜	中浜公民館	財ノ木町 6 6 8 番地	45-0207	
	中浜小学校	麦垣町 4 3 2 番地	45-0711	
誠道	誠道公民館	誠道町 2 2 0 番地 3	45-5392	
	誠道小学校	誠道町 2 0 6 2 番地	45-6361	
渡	渡公民館	渡町 1 3 5 6 番地 1	45-0903	
	渡小学校	渡町 9 0 1 番地	45-0354	
外江	外江公民館	外江町 2 0 6 2 番地 1	42-3204	
	外江小学校	外江町 2 1 0 5 番地	42-3235	
	第三中学校	外江町 1 3 7 2 番地	42-6663	

## 第4章 避難の基本的な考え方

## 第4章 避難の基本的な考え方

### 第1節 避難シナリオ

避難は、島根原子力発電所に近い地域から順次段階的に避難を行う。避難シナリオは、次のとおりとするが、あくまで一つのパターンを示したものであり、事態の進展等によっては、時間的推移は変更される。避難シナリオは、適宜見直す。

なお、本計画においては、放射性物質は放出されておらず、EALに基づき避難指示がなされるものとする。また、警戒事態（EAL1）から県内UPZの避難指示があるまでを24時間あると仮定し、この間に避難準備を行う。

時間的推移	避難等の状況
警戒事態 (EAL1)	・注意喚起、観光客への帰宅呼びかけ
施設敷地緊急事態 (EAL2)	・屋内退避の準備
全面緊急事態 (EAL3)	・屋内退避の実施の指示 ・事態の規模及び時間的推移に基づく判断により、国等が避難を指示
H (UPZ (10~20 km) の避難指示が発出 された時点) ※「H+5h」UPZ 圏外への避難完了	【避難対象地域：鳥取①】 外江地区、弥生町、渡地区 【避難対象人数】 約12,000人
H+5h ※「H+10h」UPZ 圏外への避難完了	【避難対象地域：鳥取②】 境地区（弥生町以外）、上道地区、余子地区（中野町、 福定町） 【避難対象人数】 約13,000人
H+10h ※「H+15h」UPZ 圏外への避難完了	【避難対象地域：鳥取③】 余子地区（竹内町、竹内団地、美保町、高松町）、 誠道地区、中浜地区 【避難対象人数】 約11,000人 ※その他、米子市（大篠津町、和田町）も避難
H+15h ※「H+20h」UPZ 圏外への避難完了	【避難対象区域：鳥取④】 米子市の残りの地区
H+20h	・UPZ圏内住民のUPZ圏外への避難完了

＜段階的避難における避難区分＞

区分	避難区域	市	町名等	人数
鳥取①	A-①	境港市	外江地区の町、弥生町	約7,000人
	A-②		渡地区の町	約5,000人
鳥取②	B-①		弥生町以外の境地区の町、上道町、中野町、福定町	約13,000人
鳥取③	B-②		竹内町、竹内団地、美保町、高松町 誠道町、中浜地区の町	約11,000人
	B-③		大篠津町、和田町	約5,000人
鳥取④	B-④		葭津、大崎、大篠津町と彦名町の一部	約3,000人
	C-①	富益町、彦名町、安倍、上後藤（一部）、旗ヶ崎（一部）	約16,000人	
	C-②	夜見町、河崎、両三柳（一部）	約13,000人	
計				約73,000人



## 第2節 避難先

避難先は、鳥取市（青谷町・気高町・鹿野町を除く）、岩美町、八頭町（以下「避難受入市町」という。）とする。

なお、避難先は、県及び避難受入市町と事前に協議の上、県及び避難受入市町の公共施設を避難所として指定しており、町又は自治会区域ごとの避難先は、次のとおりである。

<避難先一覧表>

地区名	町名等	一時集結所	避難先		中学校区
			市町名	施設名	
外江	外江3区	外江公民館	鳥取市	県立県民文化会館	北中
	外江4区	外江小学校		醇風地区公民館	西中
	外江5区	外江小学校		久松会館	北中
				遷喬地区公民館	北中
	外江6区	外江小学校		県立県民文化会館	北中
	外江7区	外江小学校		県立県民文化会館	北中
	外江8区	外江小学校		県立県民文化会館	北中
	外江9区	外江小学校		市教育センター	北中
				市福祉文化会館	北中
				市立遷喬小学校	北中
				県立図書館	北中
	外江10区	外江小学校		市武道館	北中
	外江11区	外江公民館		県立県民文化会館	北中
	外江12区	第三中学校		市立西中学校	西中
		市立醇風小学校	西中		
西工業団地	外江小学校	鳥取市	県立県民文化会館	北中	
清水町	市民体育館 ※耐震工事期間中は第二市民体育館を代替施設とする。	鳥取市	県立鳥取東高等学校	東中	
芝町	市民体育館 ※耐震工事期間中は第二市民体育館を代替施設とする。	鳥取市	市立東中学校	東中	
			市立岩倉小学校	東中	
			修立地区公民館	東中	
渡	渡1区	第三中学校	鳥取市	市立北中学校	北中

				わらべ館	北中
	渡2区	渡小学校		市立久松小学校	北中
	渡3区	渡小学校		市立日進小学校	南中
				日進地区公民館	南中
	渡4区	渡小学校		市立稲葉山小学校	東中
				稲葉山体育館	東中
				稲葉山地区公民館	東中
	渡5区	渡公民館		市立稲葉山小学校	東中
				稲葉山体育館	東中
				稲葉山地区公民館	東中
	渡6区	渡公民館		市立稲葉山小学校	東中
				稲葉山体育館	東中
				稲葉山地区公民館	東中
	渡7区	渡公民館		県立鳥取西高等学校	北中
	渡8区	第三中学校		浜坂体育館	中ノ郷中
	渡11区	渡小学校		市立明德小学校	西中
				明德地区公民館	西中
	渡14区	渡小学校		市立城北小学校	北中
	渡15区	渡小学校		市立城北小学校	北中
	渡16区	第三中学校		県立鳥取西高等学校	北中
	渡18区	第三中学校		岩倉体育館	東中
	渡19区	第三中学校		千代水地区公民館	北中
				城北体育館	北中
				千代水体育館	北中
	東森岡	渡小学校	鳥取市	市立富桑小学校	西中
	西森岡	第三中学校		富桑地区公民館	西中
				富桑体育館	西中
	夕日ヶ丘 2丁目	竜ヶ山公園	岩美町	県立岩美高等学校	岩美中
境	弥生町	市民体育館 ※耐震工事期間中は第二市民体育館を代替施設とする。	鳥取市	市立賀露小学校	湖東中
				湖山体育館	湖東中
				湖山小学校体育館	湖東中
	米川町	市民体育館	鳥取市	美保南地区公民館	南中

	※耐震工事期間中は第二市民体育館を代替施設とする。		美保南体育館	南中
			美保地区公民館	南中
			倉田地区公民館	南中
浜ノ町	第二市民体育館	鳥取市	豊実体育館	高草中
蓮池町	第二市民体育館	鳥取市	市立高草中学校	高草中
			豊実地区公民館	高草中
馬場崎町	境高等学校	鳥取市	市立大正小学校	高草中
			市立東郷小学校	高草中
			東郷体育館	高草中
大正町	境小学校	鳥取市	市立神戸小学校	江山中
明治町	境小学校	鳥取市	市立倉田小学校	南中
			倉田体育館	南中
			西円通寺児童館	南中
京町	境小学校	鳥取市	市立美和小学校	江山中
松ヶ枝町	境小学校	鳥取市	鳥取砂丘こどもの国	中ノ郷中
栄町	境小学校	鳥取市	大正体育館	高草中
湊町	境小学校	鳥取市	市立江山中学校	江山中
			大和体育館	江山中
日ノ出町	境小学校	鳥取市	津ノ井体育館	桜ヶ丘中
本町	境小学校	鳥取市	大正地区公民館	高草中
相生町	境小学校	鳥取市	江山人権福祉センター	江山中
			下味野児童館	江山中
			倭文児童館	江山中
末広町	境公民館	鳥取市	古海児童館	高草中
			面影地区公民館	桜ヶ丘中
			若葉台地区公民館	桜ヶ丘中
中町	境公民館	鳥取市	県立鳥取商業高等学校	湖東中
元町	境公民館	鳥取市	若葉台体育館	桜ヶ丘中
			市立若葉台小学校	桜ヶ丘中
東本町	第一中学校	鳥取市	市立中ノ郷小学校	中ノ郷中
朝日町	第一中学校	鳥取市	松保体育館	高草中
			とっとり出合いの森	高草中
入船町	第一中学校	鳥取市	湖南地区公民館	湖南学園

				湖南児童館	湖南学園
	東雲町	第一中学校	鳥取市	湖南体育館	湖南学園
	花町	第一中学校	鳥取市	市立湖東中学校	湖東中
	岬町	第一中学校	鳥取市	米里体育館	桜ヶ丘中
	昭和町	第一中学校	鳥取市	中ノ郷地区公民館	中ノ郷中
上道	上道1区	上道小学校	鳥取市	県立鳥取産業体育館	南中
				市立美保南小学校	南中
	上道2区	上道小学校		県立鳥取産業体育館	南中
				市立美保南小学校	南中
	上道3区	上道小学校		市立湖南学園	湖南学園
	上道4区	境高等学校		県立鳥取湖陵高等学校	湖東中
	上道5区	第一中学校		布勢総合運動公園	高草中
	上道6区	上道公民館		布勢総合運動公園	高草中
	上道7区	境高等学校		県立鳥取産業体育館	南中
市立美保南小学校			南中		
上道8区	第一中学校	布勢総合運動公園	高草中		
余子	中野町	境高等学校 市民体育館 ※耐震工事期間中は第二市民体育館を代替施設とする。	鳥取市	県立鳥取商業高等学校	湖東中
				市立湖山西小学校	湖東中
				市立湖南中学校	湖南学園
				末恒体育館	湖東中
				湖山西体育館	湖東中
				末恒小学校体育館	湖東中
				県立鳥取緑風高等学校	湖東中
	湖山西地区公民館	湖東中			
	福定町	境港総合技術高等学校	鳥取市	県立鳥取工業高等学校	桜ヶ丘中
				市立津ノ井小学校	桜ヶ丘中
	竹内町	余子小学校 境港総合技術高等学校 第二中学校	鳥取市	市立面影小学校	桜ヶ丘中
			鳥取市 国府町	市立国府東小学校	国府中
				鳥取市国府地区保健センター	国府中
				市立国府中学校	国府中
				国府町中央公民館	国府中
国府町民体育館				国府中	
高松町	誠道小学校	鳥取市 河原町	河原町総合体育館	河原中	
			市立西郷小学校体育館	河原中	
			市立散岐小学校体育館	河原中	

	美保町	余子公民館	鳥取市 福部町	市立福部小学校	福部中
	竹内団地	余子公民館	鳥取市 福部町	市立福部小学校	福部中
誠道	誠道1区	誠道公民館	岩美町	岩美中学校体育館	岩美中
	誠道2区	誠道公民館		岩美北小学校体育館	岩美中
	誠道3区	誠道公民館		岩美北小学校体育館	岩美中
	誠道5区	誠道公民館		岩美北小学校体育館	岩美中
	誠道6区	誠道小学校		中央公民館	岩美中
	誠道7区	誠道小学校		旧小田小学校	岩美中
	誠道19区	誠道小学校		岩美中学校体育館	岩美中
	藪田	誠道小学校		岩美中学校体育館	岩美中
	夕顔	誠道小学校		本庄体育施設	岩美中
中浜	三軒屋町	竜ヶ山公園	岩美町	岩美西小学校体育館	岩美中
				網代コミュニティセンター	岩美中
				大岩交流センター	岩美中
				一寸法師の館	岩美中
	夕日ヶ丘 1丁目	竜ヶ山公園	岩美町	町民体育館	岩美中
				東コミュニティセンター	岩美中
				田後コミュニティセンター	岩美中
	新屋町	中浜小学校	八頭町	郡家西小学校体育館	中央中
				郡家保健センター	中央中
				中央中学校体育館	中央中
	麦垣町	中浜小学校	岩美町	岩美南小学校	岩美中
				岩美町文化センター	岩美中
	小篠津町	中浜小学校 竜ヶ山公園	八頭町	八東保健センター	八東中
				丹比小学校	八東中
				八東中学校	八東中
八東体育文化センター				八東中	
財ノ木町	中浜公民館	八頭町	県立八頭高等学校	中央中	
佐斐神町	中浜公民館	八頭町	県立八頭高等学校	中央中	
幸神町	幸神体育館	八頭町	船岡保健センター	船岡中	
			船岡公民館	船岡中	
			船岡トレーニングセンター	船岡中	

なお、次の場合には、県の指示のもと、県外避難を実施する。

＜県外避難実施の要件＞

- ・避難施設も被災するなど県内の避難施設が不足するとき。
- ・入院患者等の要配慮者を収容する施設が県内で不足するとき。
- ・その他必要と認められるとき。

### 第3節 避難手段

避難手段は、天候等の条件に制約を受けにくい自家用車及びバスによる避難を基本としつつ、各種輸送手段により輸送力を補完する。避難は、最適かつ実態に即した手段の組合せにより、確実かつ効率的に行う。

避難手段		備 考
陸路	自家用車	避難住民の70%が使用すると想定する。
	バス	自家用車が使用できない住民の避難に使用する。
	福祉車両	要配慮者の避難に使用する。
	自衛隊車両	緊急を要する場合に、原子力災害派遣を要請する。
鉄路	鉄道	補完的な手段として計画する。
海路	船舶	確保が可能な場合に、自家用車が使えない住民等の避難の補完的手段として使用する。
空路	航空機等	確保が可能な場合に、緊急を要する要配慮者等の輸送に使用する。

### 第4節 避難経路

交通の円滑化、道路啓開、避難支援ポイントの設定等、輸送を重点的に確保する経路として、次のとおりとする。

経路1	国道9号・山陰道を経由する避難経路
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県道米子空港境港停車場線→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道431号→国道9号東進</li> <li>・ 県道米子空港境港停車場線→境港市道→米子市道→鉄工団地入口→国道431号→(米子東IC)→山陰道東進</li> </ul>
経路2	米子自動車道から中国自動車道を経由する避難経路
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県道米子境港線→国道181号→(米子南・中IC)→(米子IC)→米子自動車道→(落合JCT)→中国自動車道→(津山IC)→国道53号</li> </ul>

<避難経路図>

## 避難経路

経路	経路	避難元	県内避難先	避難者数
経路 1	国道 9 号・山陰道経由	境港市	鳥取市、岩美町、八頭町	約 3.6 万人
経路 2	米子自動車道から中国自動車道経由	米子市の一部	鳥取市、倉吉市、東伯郡	約 3.7 万人



<避難経路図（弓浜半島部）>

## 避難経路(弓浜半島部)



## <避難経路図（米子市街）>



### 第5節 避難の優先順位

- (1) 妊産婦及び乳幼児とその家族は、優先的に避難する。
- (2) その他要配慮者等については、一般住民との避難の重複を避け、早期の避難を検討する。

### 第6節 避難に影響を及ぼすと想定する事項

- (1) 道路の使用
  - ア 弓浜半島部の国道431号は、津波の影響により当初使用の可否が確認できない（使用の可否を優先的に把握する）
  - イ 地震動による影響は検討しない（地震による道路等のインフラ被害は想定しない）
  - ウ 冬期の大雪による影響（除雪）
- (2) 渋滞の発生
  - ア 境港市街  
幸神町交差点
  - イ 米子市街  
国道9号に国道431号及び各種道路が合流する箇所、米子自動車道入口交差点

(3) 計画外の避難（自主的な避難）

ア 島根原子力発電所での事故発生を知った時点での避難開始

イ P A Z 避難が指示された場合、P A Z 外の区域で避難開始

ウ U P Z 避難が指示された場合、U P Z 外の区域で避難開始及びU P Z 区域において第 1 節に定める避難時期外で避難開始

## 第 5 章 避 難

## 第5章 避 難

市は、県や国から避難の指示を受けた場合は、住民等に対して必要な指示を行い、迅速な避難につなげる。

### <住民等の留意事項（避難時）>

- (1) 避難は段階的に行うので、避難対象地区に該当するか確認し、該当しない場合は屋内退避を続ける。
- (2) 電気・ガス・水道の元栓を締め、戸締りを確認する。
- (3) マスクや長袖の上着、帽子を着用して避難する。
- (4) 持出品は、貴重品や常備薬、着替えなど必要最小限とし、平常時から準備しておく。
- (5) バスによる避難をする住民は、歩いて一時集結所へ集合する。
- (6) 自家用車による避難をする住民は、渋滞を避けるため、指示に従って避難する。
- (7) 観光客は、直ちに市外に退去する。

(※平常時から、一時集結所及び避難所は確認しておく。)

### 第1節 自家用車による避難

#### 1 避難誘導

- (1) 市は、避難指示に従った避難の遵守を求めるとともに、近所同士の乗り合わせによる避難を呼びかけ、交通渋滞の発生を防止する。
- (2) 市は、県、警察及び消防と連携し、交通規制の情報や避難指示に関する情報を相互で共有する。
- (3) 県は、道路情報板やあんしんトリピーメール等を活用し、交通規制の情報を提供する。また、市及び県は、報道機関に交通規制に関する放送を依頼する。

#### 2 避難途中の住民に対する支援

県は、主要経路沿い等に設置した避難退域時検査会場等に併設して避難支援ポイントを設置し、避難途中の住民へ避難に関する情報や物資の提供等の支援を行う。

避難支援ポイントにおいては、自家用車による避難を踏まえ、長時間における渋滞を予期し、避難途中の住民に対し、避難に必要な情報（道路情報、避難所情報等）、飲料水、食料等の提供といった支援を行うとともに、必要に応じてトイレ施設等を設置する。

なお、積雪期間中については、チェーン等滑り止めの必要性の有無についても情報提供する。

### 3 避難所への乗り入れ

県及び避難受入市町は、連携協力して、各避難所の立地状況等に応じた自家用車避難の誘導及び受入を行う。

#### (1) 駐車場等のある避難所への避難

学校施設のグラウンド等、臨時的に避難住民の自家用車を駐車できるスペースがある避難所に避難した場合は、直接避難所へ自家用車を乗り入れる。

#### (2) 駐車場等がない避難所等への避難

駐車場等がない避難所の場合、又は避難所の駐車場等が不足する場合は、避難住民の自家用車を避難所付近の駐車場等に駐車した後、徒歩又は県等が手配するシャトルバス等により避難所へ移動する。

## 第2節 バスによる避難

### 1 バスの確保

県は、避難に必要となるバスについて、指定地方公共機関である県内バス事業者等のほか、必要に応じて直接あるいは関西広域連合を通じて県外バス事業者へ要請し、必要な台数を確保する。また、避難住民輸送に必要なバスの確保が困難な場合は、国への要請や自衛隊に避難（輸送）の災害派遣を要請する。

### 2 一時集結所

(1) 市は、一時集結所に職員を派遣し、一時集結所を開設・運営するとともに、住民に対して必要な広報を行う。

なお、市が指定する一時集結所は、次のとおりである。

境港市の一時集結所（23 か所）		
公民館	7	境、上道、余子、中浜、誠道、渡、外江
小学校	7	境、上道、余子、中浜、誠道、渡、外江
中学校	3	第一、第二、第三
高等学校	2	境、境港総合技術
その他	4	市民体育館、第二市民体育館、幸神体育館、竜ヶ山公園

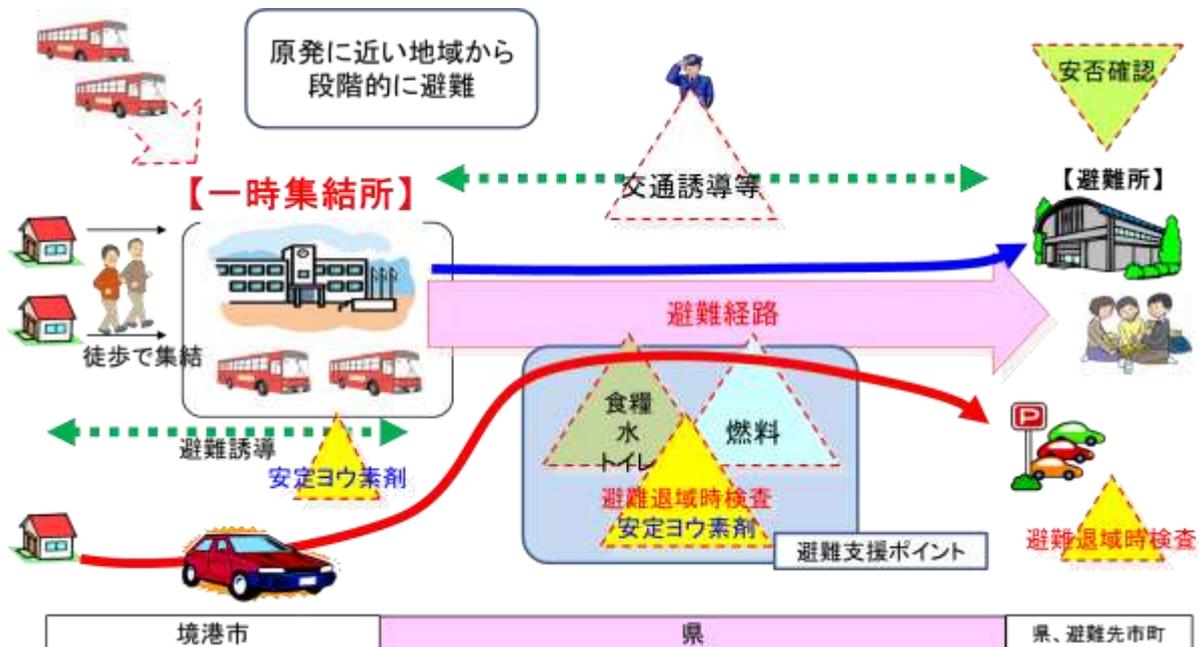
※市民体育館について、耐震工事期間中は第二市民体育館を代替施設とする。

(2) 住民は、原則として一時集結所には徒歩により集結する。

なお、可能な限り自治会単位でまとまって集結する。

(3) 市は、一時集結所において、避難住民名簿を取りまとめ、避難受入市町へ送付するとともに、県と協力し、避難に必要な情報を提供する。

＜自家用車・バスによる避難のイメージ＞



### 第3節 鉄道による避難

西日本旅客鉄道(株)は、観光客などの一時滞在者、通勤・通学者及び住民の移動手段として、可能な限り定期運行を維持するとともに、バス等による避難が困難である場合又は輸送力が不足する場合に、臨時列車の運行及び運行時間の延長により、補完的手段として避難に使用する。

その際、列車の行き違いができる駅に限られるなど、単線であるJR境線の特性を考慮する必要がある。地震災害の場合には、安全運行に係る線路の確認等に時間を要するなどの制約を考慮する必要がある。

- (1) 県は、JRと臨時列車の運行等について、必要な調整を行う。特に、輸送の混乱を回避するため西日本旅客鉄道(株)と協議のうえ、列車の回送時間を考慮した運行終了時間を設定する。県及び市は、それを住民等に周知する。
- (2) 市は、一時集結所に集結した住民を必要に応じて、各駅に誘導し順次乗車させ、米子駅等に輸送する。
- (3) 到着後は、到着駅付近からバス等により避難所まで輸送するほか、山陰本線の列車に乗り換えるなどして、鳥取駅まで輸送することも検討する。

### 第4節 その他の手段による避難（船舶、航空機）

バス等による避難が困難である場合又は輸送力が不足する場合等において、船舶及び航空機による輸送力の確保が可能な場合は、補完的手段として船舶及び航空機による避難を実施する。

## 1 船舶による避難

船舶による避難に当たっては、悪天候等による影響や津波災害の場合の港湾施設への影響を考慮する必要がある、大型船舶の場合には調達に時間がかかることや、接岸できる港湾施設が限られることなどの制約を考慮する必要がある。

なお、漁船については、避難者の安全確保の観点から、避難手段としては用いない。

- (1) 県は、第八管区海上保安本部、海上自衛隊舞鶴地方総監部に住民避難のための緊急輸送の要請を行うとともに、所有する船舶により利用可能な港湾等から海上輸送を行う。
- (2) 県は、船舶が利用できる場合は、必要な調整を行い、市に連絡する。
- (3) 市は、一時集結所に集結した住民を必要に応じて、港湾施設に誘導し順次乗船させ、鳥取港等に輸送する。
- (4) 放射性物質が放出された後における避難（O I Lに基づく防護措置としての避難）においては、港湾等の到着地で住民の避難退域時検査を実施する。

## 2 航空機による避難

航空機による避難に当たっては、悪天候等による影響や搬送先の空港及びヘリポートにおける受入体制の整備や輸送手段の確保等を考慮する必要がある。

- (1) 県は、ヘリコプターを含む航空機が利用できる場合は、その使用を統制し、入院患者等の優先順位の高い要配慮者等の緊急を要する避難に使用する。
- (2) 入院患者等を搬送させる場合は、患者の急変等にも対応できるよう医師等の医療従事者を同乗させるよう配慮するものとする。
- (3) 大型ヘリコプターをはじめとする住民を大量に輸送できる航空機が利用でき、かつそれ以外の輸送手段がない場合等には、必要に応じ住民等の緊急避難に使用する。
- (4) 放射性物質が放出された後における避難（O I Lに基づく防護措置としての避難）においては、空港等の到着地で住民の避難退域時検査を実施する。

## 第5節 自衛隊車両等による避難

県は、輸送力が不足する場合、自衛隊に災害派遣を要請し、自衛隊が保有する車両（自衛隊救急車を含む）、船舶及びヘリコプターを含む航空機による避難住民等の輸送を行う。

なお、輸送に当たっては、要配慮者等の緊急を要する避難に優先的に割り当てる。

## 第6章 避難行動要支援者等の避難

## 第6章 避難行動要支援者等の避難

避難行動要支援者等の避難については、県が策定した「避難行動要支援者等の避難計画」等に基づいて行う。

### 第1節 関係機関の役割

- (1) 市は、民生委員等の関係機関と連携し、平時から在宅の避難行動要支援者の把握等を行い、避難行動要支援者名簿を作成する。
- (2) 県は、社会福祉施設等入所者及び一部の在宅の避難行動要支援者の一次避難先となる広域福祉避難所をあらかじめ確保しておく。また、あらかじめ避難行動要支援者を把握し、避難時に必要となる車両、人員及び資機（器）材等を見積もり、確保する。この際、車両が不足する際は、あらかじめ国に確保を要請する。
- (3) 社会福祉施設及び病院等は、県及び市と連携し、避難計画を作成する。

### 第2節 在宅の避難行動要支援者の避難

#### 1 避難先

避難先は、住民等の避難所と同様とする。ただし、住民等と同様の避難所での生活が困難な者については、広域福祉避難所とする。

なお、指定された広域福祉避難所等以外に避難した場合は、その旨を市に連絡する。

#### 2 避難方法

自家用車または一時集結所からバス等により避難する。ただし、バス等により避難できない者については、県が確保する福祉車両等により避難する。

#### 3 通所している在宅の避難行動要支援者

原則家族に引き渡す。ただし、家族に引き渡すことができない場合は、社会福祉施設等の車両で避難する。

### 第3節 社会福祉施設等入所者の避難

#### 1 避難指示

市は、住民等に避難の指示を行った場合、社会福祉施設等に対しても避難の指示を伝達する。

#### 2 避難先

避難先は、広域福祉避難所とし、受入先が確保された後に最終避難先の施設へ避難する。この際、放射線防護対策を実施した施設については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、避難等を判断する。

なお、自宅がUPZ外であれば自宅へ避難させる場合もある。

### 3 避難方法

社会福祉施設等の車両により避難する。ただし、親族などが自家用車による避難を希望するときはこれを認める。

なお、車両及び人員が不足する場合は、社会福祉施設等から県に対して確保を依頼する。

重度及び長時間の移送困難者は、一旦 30～50km の範囲にある特別養護老人ホーム・老人保健施設へ避難させ、体調に合わせ症状に応じ適した医療機関へ順次移送する。

## 第4節 病院の入院患者の避難

### 1 避難指示

市は、住民等に避難の指示を行った場合、病院に対しても避難の指示を伝達する。

### 2 避難先

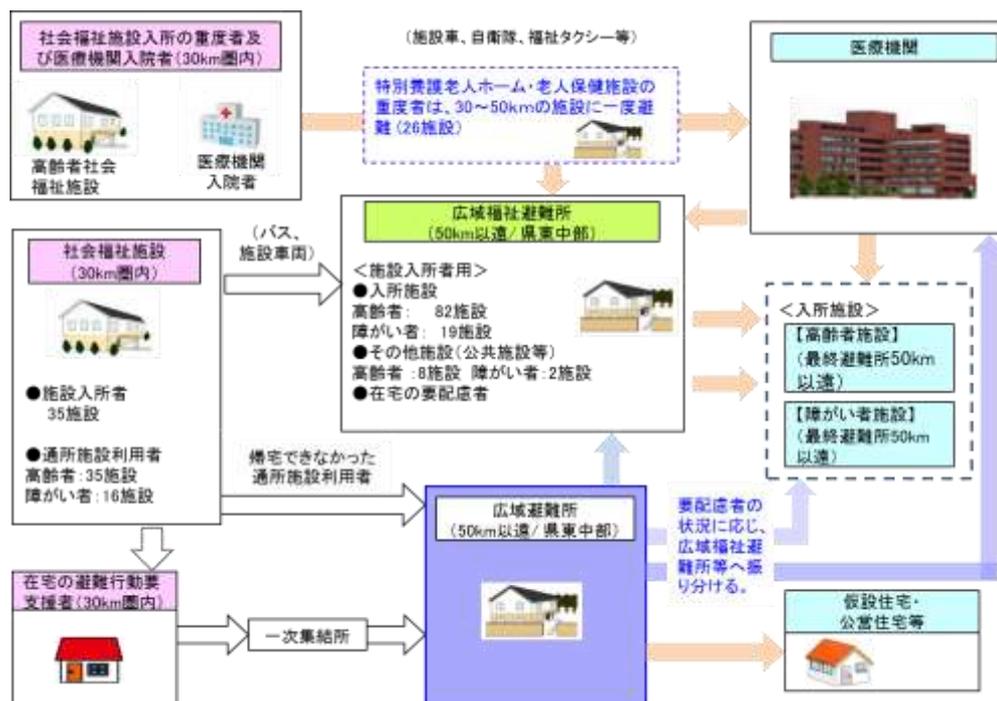
避難先は、県が確保するUPZ外の中核病院等とし、マッチングが整った段階で最終避難先の病院へ避難する。この際、放射線防護対策を実施した医療機関については、屋内退避の可能期間を考慮した上で、避難等を判断する。

なお、早期退院が可能な者については、可能であれば帰宅し、避難を行う。

### 3 避難方法

バス、福祉車両等により避難する。なお、車両及び人員が不足する場合は、病院等から県に確保を依頼する。

＜避難行動要支援者の避難イメージ＞



## 第7章 児童・生徒等及び観光客等の避難

## 第7章 児童・生徒等及び観光客等の避難

### 第1節 児童・生徒等の避難

#### 1 避難計画の作成

- (1) 市内の保育園・幼稚園、小学校・中学校・高等学校等の管理者は、県が策定した「原子力災害発生時における学校・保育園・幼稚園の避難計画作成マニュアル」に基づき避難計画を作成する。
- (2) 県は、あらかじめ避難先となる施設を確保する。

#### 2 休校措置

各管理者は、施設敷地緊急事態に至った場合、ただちに休校（休園）とし、屋内退避等の適切な措置を講じた上で、保護者に対して引き渡すための連絡を行う。ただし、高等学校の生徒については、状況によっては、保護者の迎えを待たずに帰宅させることができる。

#### 3 避難

各管理者は、時間に余裕がなく児童・生徒等を保護者に引き渡せなかった場合、県が確保するバス等で避難先の施設へ避難し、避難先で保護者に引き渡すものとする。時間に余裕がある場合は、児童・生徒等を学校等で保護者に引き渡すものとする。

### 第2節 観光客等一時滞在者の避難

- (1) 市及び県は、警戒事態が発生した場合、観光客等に対して市外への退避を呼びかける。
- (2) 市は、防災行政無線、広報車及び緊急速報メール等により、観光客等に対して状況や避難経路等を情報伝達するとともに、市営観光施設、境港市観光協会及び境港市観光案内所等に情報提供を行い、観光客等の速やかな退避を図る。
- (3) 県は、道路情報板及び緊急速報メール等により、観光客等に対して状況や避難経路等を情報伝達するとともに、県営観光施設に情報提供を行い、観光客等の速やかな退避を図る。
- (4) 退避が間に合わなかった場合や、移動手段がない観光客等については、最寄りの一時集結所から住民とともに避難する。

## 第8章 安定ヨウ素剤及び 避難退域時検査の取扱い

## 第8章 安定ヨウ素剤及び避難退域時検査の取扱い

### 第1節 安定ヨウ素剤

安定ヨウ素剤の服用は、県が策定した「鳥取県安定ヨウ素剤の備蓄・緊急時予防服用計画」に従って行う。

#### 1 一時集結所での服用

市は、安定ヨウ素剤の服用指示が出された場合、一時集結所において備蓄されている安定ヨウ素剤（錠剤）を避難住民に配布し、医師又は薬剤師の立会いのもと、服用させる。

なお、安定ヨウ素剤（内服液）は、調剤拠点薬局で調合されたものを市が各一時集結所に配送する。

#### 2 避難退域時検査会場での服用

県は、安定ヨウ素剤の服用指示が出された場合、避難主要経路沿いに設置した避難退域時検査会場及び避難受入市町内に設置する避難退域時検査会場において、一時集結所で安定ヨウ素剤を服用していない者に安定ヨウ素剤を配布し、医師又は薬剤師の立会いのもと、服用させる。

#### 3 保育園・幼稚園での服用

調剤補助薬局が安定ヨウ素剤（内服液）を調合し、各施設に配送（ただし、平日の日中以外は、市が配送）し、医師又は薬剤師の立会いのもと、服用させる。

#### 4 小学校・中学校及び高等学校での服用

県が策定した「学校での安定ヨウ素剤保管取扱要領」に基づき、各学校に備蓄されている安定ヨウ素剤（錠剤）を服用する。

#### 5 医師及び薬剤師の確保等

- (1) 県は、安定ヨウ素剤の服用にあたり必要となる医師及び薬剤師を確保し、一時集結所等に派遣する。
- (2) 県は、安定ヨウ素剤を配布する際に、予防服用の効果、服用対象者、禁忌等についての説明文書等をあらかじめ準備しておく。

### 第2節 避難退域時検査等

避難退域時検査については、被ばく医療実施の前提と位置付け、避難住民が避難所に到着する前に行う。要請がある場合は、島根県と連携し、島根県の避難住民の避難退域時検査も行う。

- (1) 県は、放射性物質が放出された後に緊急時モニタリングの結果により、検査等の必要があると判断された場合には、避難主要経路沿いに避難退域時検査会場を設置し、避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染を行う。
- (2) 県は、(1)の会場を通過しなかった避難住民について、避難受入市町内に設置する避難退域時検査会場で、避難退域時検査及び必要に応じて簡易除染を行

う。

- (3) 検査の実施に際して、健康上の配慮等が必要な者については受け入れ先で検査を行うなど考慮する。

## 第9章 避難先での応急対応等

## 第9章 避難先での応急対策等

市は、住民避難が完了し、庁舎機能を移転予定先である県庁講堂へ移転させた後でないと、職員を避難所での支援対応に動員することが困難である。

よって、避難所の運営・支援等は、県及び避難受入市町の職員をはじめ、ボランティア等の役割が非常に重要となる。また、避難住民は、避難所の運営に積極的に参加するなど適切な行動をとることが求められる。

なお、市は、避難先での職員の動員が可能になり次第、県及び避難受入市町と連携し、避難所での対応に当たるものとする。

### 第1節 避難所

#### 1 避難所の開設

県及び避難受入市町は、あらかじめ定めた計画等により、所管する避難所を開設する。

#### 2 避難所の運営

避難所の運営は、当初、県及び避難受入市町の職員等で行い、その後、速やかに支援団体の運営及び避難住民の自主運営に移行する。

#### 3 避難所への受入

##### (1) バス等による避難者

市は、一時集結所で取りまとめた避難住民名簿を県及び避難受入市町に送付し、県及び避難受入市町は、それに基づき受入を行う。その際、避難退域時検査等の実施状況についても確認する。

##### (2) 自家用車による避難者

県及び避難受入市町は、避難住民の登録を行うとともに、避難退域時検査等の実施状況について確認する。

#### 4 福祉避難所の設置

県及び避難受入市町は、要配慮者等の避難のため、福祉避難所をあらかじめ指定し、必要に応じて、旅館、ホテル等の施設利用を検討する。

### 第2節 食糧（料）及び生活関連物資等

食糧（料）及び生活関連物資等（以下「物資」という。）の確保及び輸送は、県が一括して行う。また、物資の避難住民等への供給は、避難所の運営者が行う。

#### 1 方針

避難開始当初については、状況不明が予想され、物資の必要数が判明せずに、正確を期した場合、結果として避難者への供給が遅れることが予想される。このため、県は、避難計画に基づき、避難者分に対する数量を計画的に推進補給する。

なお、避難者数や避難者の状況が把握できるようになった段階で、避難所から

の請求による供給に変更する。

＜物資の一覧＞

食糧（料）	<p>温食の配給を基本とする（態勢完了は3日間を基準とする）。 当初、備蓄食糧（料）を配布し、補給支援体制が整うに従い、弁当等の加工食品を配布する。 調達は、県で一括して行い、避難住民等への配布は各避難所の運営者が行う。 ※3日分の家庭、職場での食糧（料）備蓄を基本とする。</p>
水	<p>避難住民等、医療機関、福祉施設に対して給水する。 県は、給水拠点での応急給水、車両による応急給水の調整を行う。 ※避難所における飲料水の供給は、1日1人当たり3リットルを基本とする。</p>
生活必需品	<p>毛布、タオル、小型エンジン発電機、カセットコンロ、カートリッジポンプ、土のう袋、ブルーシート、懐中電灯（電池を含む）、トイレトペーパー、ティッシュペーパー、仮設トイレ、ゴミ袋等。</p>
燃料	<p>ガソリン、軽油、灯油、発電機用重油、プロパンガス等。</p>
復旧資材等	<p>収容施設、臨時の医療施設の建設工事に必要なもの。</p>
日用品・嗜好品	<p>一定の率をもって常続的に供給する。</p>
衛生資機（器）材	<p>医薬品、医療機器、その他衛生用品。</p>

## 2 物資の確保

県は、避難所において必要な物資等を一括して購入、あるいは国及び他都道府県等に支援を要請し、確保する。

## 3 物資の輸送

- (1) 県は、作成した輸送計画に基づき、物資集積拠点を設定し、緊急物資を集積するとともに、避難受入市町が市町内に設置した物資集積所まで輸送する。
- (2) 避難受入市町は、市町内に設置した物資集積所から避難所まで物資を輸送する。
- (3) 県は、物資集積拠点から県が設置した避難所まで物資を輸送する。
- (4) 県は、物資集積拠点と物資集積所を結ぶ路線のうち、常時確保する必要のある路線を補給幹線として指定し、円滑な輸送体制を確保する。

## 4 物資の配布

県及び避難受入市町は、避難所に輸送された物資を避難住民に配布する。

なお、避難住民は、県及び避難受入市町からの指示に従うとともに、配布作業

に協力する。

### 第3節 衛生管理等

避難所の開設者は、県の指導・支援のもと、避難所の衛生管理等を行う。

#### 1 衛生管理

- (1) 市は、県及び避難受入市町と連携し、避難所における感染症の予防やまん延防止、その他疾病の予防に努める。
- (2) 県は、食品衛生監視員による食品衛生に関する指導を行い、食中毒などの事故発生を予防する。また、必要に応じて（社）鳥取県食品衛生協会と連携して指導・相談業務にあたる。

#### 2 健康管理

市は、県及び避難受入市町と連携し、健康診断、こころのケア等を継続的に実施し、避難住民の健康を良好に維持する。

#### 3 ペット対策

避難所の開設者は、避難所にペット収容のためのスペースを確保する。

なお、ペット収容スペースの管理運営は、避難住民自らが行うことを基本とする。県は、ペットの健康管理のため、獣医師による巡回指導体制を確立する。

### 第4節 警備

警察は、関係機関と連携し、避難所の警備・犯罪抑止を行う。

### 第5節 安否確認

- (1) 市は、避難住民名簿や県及び避難受入市町が行った自家用車による避難者の登録等をもとに、避難先での住民登録名簿を作成する。
- (2) 指定された避難所以外に避難した住民は、その旨を市に連絡する。市は、連絡を受けた都度、住民登録名簿を更新する。
- (3) 市は、住民登録名簿をもとに、県及び避難先市町の協力を得て、避難住民の安否確認と安否情報の提供を行う。

### 第6節 相談窓口

#### 1 相談窓口の開設

県及び市は、避難受入市町と連携して、問い合わせ窓口を早期に開設し、住民の不安解消と早期の生活再建を図る。

- (1) 県及び市は、臨時の電話相談ダイヤルを開設する。
- (2) 県及び市は、平素からあらかじめ想定される相談内容とそれに対する回答を準備する。
- (3) 県及び市は、専用ホームページを開設し、(2)の情報を掲載するとともに、

- 相談内容に応じた関係機関の連絡窓口を掲載し、早期の相談の解決等を図る。
- (4) 県は、原子力災害特有の技術的事項の解説等のため、対応可能な専門家の確保と対応手段を整備する。

## **2 相談窓口の種類**

- (1) 総合相談
- (2) 安否情報
- (3) 健康・医療
- (4) 育児・介護
- (5) 教育
- (6) 生活資金
- (7) 住宅
- (8) 企業経営・雇用
- (9) 農林水産業
- (10) ボランティア
- (11) 原子力損害賠償等
- (12) その他必要な事項

## 第 10 章 避難所からの撤収

## 第 10 章 避難所からの撤収

本章の事項は、その時の状況によるところが大きいいため、考え方の記載に留める。

### 第 1 節 避難所からの撤収

市は、県及び避難受入市町と連携して、速やかに建設用地を確保し、仮設住宅を建設することで避難所の早期解消を図る。仮設住宅への入居開始は、避難開始後 1 か月をめどとし、完了は概ね 6 か月以内を目標とする。

### 第 2 節 避難住民の帰還等

市は、県及び国等と連携して、原子力災害応急対策として実施された立入制限措置や飲食物の摂取制限の解除状況、除染の状況等を考慮し、避難住民の市への帰還を検討する。

なお、恒久住宅（賃貸住宅及び公営住宅等）の確保及び仮設住宅からの移転については、これらの状況を踏まえ、必要に応じて、避難受入市町等の地域での確保等を検討する。

# 境港市広域住民避難計画

(島根原子力発電所事故対応)

(平成27年度修正)

編 集 境港市市民生活部自治防災課  
〒684-8501  
境港市上道町 3000 番地  
電 話 (0859)47-1071  
F A X (0859)46-0299  
E-mail [jichibousai@city.sakaiminato.lg.jp](mailto:jichibousai@city.sakaiminato.lg.jp)

発 行 平成27年9月